

第四十七回国会 農林水産委員会 議 録 第 二 号

昭和三十九年十二月十五日(火曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 谷垣 專一君

理事 本名 武君

理事 足鹿 覺君

池田 清志君

加藤 精三君

倉成 正君

坂村 吉正君

内藤 隆君

藤田 義光君

八木 徹雄君

中澤 茂一君

松浦 定義君

小平 忠君

林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林政務次官 館林三喜男君

農林事務官 (大臣官房長) 中西 一郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 久宗 高君

委員外の出席者

議長 芳賀 貢君

厚生事務官 加藤信太郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 松任谷健太郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

農林事務官 (農林經濟局長) 中沢 三郎君

十二月十五日

委員田邊國男君、亘四郎君及び稻富稔人君辭任につき、その補欠として坂村吉正君、湊徹郎君及び小平忠君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

君紹介(第三六九号)

子牛価格安定に関する請願(山中貞則君紹介)(第三七〇号)

国分海岸保全事業費増額に関する請願(池田清志君紹介)(第四三九号)

甘しゅうん粉政府買上げ促進等に関する請願(池田清志君紹介)(第四五九号)

昭和四十年年度農業共済保険予算に関する請願外四件(高橋順一君紹介)(第四八八号)

同月十一日

消費者米価引き上げ反対に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第五七〇号)

同外一件(稻富稔人君紹介)(第五七一号)

同外三件(内海清君紹介)(第五七二号)

同(佐々木良作君紹介)(第五七三号)

同(玉置一徳君紹介)(第五七四号)

同外四件(門司亮君紹介)(第五七五号)

同外六件(本島百合子君紹介)(第五七六号)

同(井岡大治君紹介)(第六一四号)

同(井谷正吉君紹介)(第六一五号)

同(伊藤よし子君紹介)(第六一六号)

同(坂川正吾君紹介)(第六一七号)

同(江田三郎君紹介)(第六一八号)

同(大柴滋夫君紹介)(第六一九号)

同(大原亨君紹介)(第六二〇号)

同(大村邦夫君紹介)(第六二二号)

同(五島虎雄君紹介)(第六二二号)

同(河野密君紹介)(第六二三号)

同(下平正一君紹介)(第六二四号)

同(東海林稔君紹介)(第六二五号)

同(千葉七郎君紹介)(第六二六号)

同(戸叶里子君紹介)(第六二七号)

同(植崎弥之助君紹介)(第六二八号)

同(肥田次郎君紹介)(第六二九号)

同(前田榮之助君紹介)(第六三〇号)

同(松井政吉君紹介)(第六三一号)

同(松原喜之次君紹介)(第六三二号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第六三三号)

同(山口丈太郎君紹介)(第六三四号)

同(山花秀雄君紹介)(第六三五号)

同(湯山勇君紹介)(第六三六号)

同外一件(門司亮君紹介)(第六九六号)

同外八件(本島百合子君紹介)(第六九七号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第八二七号)

同外二十六件(本島百合子君紹介)(第八二八号)

治山事業新五箇年計画樹立に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第七七七号)

同月十二日

林道工事による財産の侵害救済に関する請願(石田有全君紹介)(第八九〇号)

消費者米価引き上げ反対に関する請願(山花秀雄君紹介)(第九三一号)

食料品総合小売市場管理法案反対に関する請願(中野四郎君紹介)(第一〇四五号)

香川県多度津町桜川地区の湛水防除事業に関する請願(福田繁芳君紹介)(第一〇四七号)

同月十四日

消費者米価引き上げ反対に関する請願外一件(林百郎君紹介)(第一〇七三三号)

同(加藤進君紹介)(第一〇七四四号)

国有林野私下げ特別措置法の早期制定に関する請願外九十五件(坂村吉正君外三名紹介)(第一一九九号)

果樹農業保護に関する請願(淡谷悠誠君紹介)(第一一八〇号)

同(松平忠久君紹介)(第一五七七号)

消費者米価引き上げ反対等に関する請願外四件(片島港君紹介)(第一二八一号)

は本委員会に付託された。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「次項及び第五項」を「及び次項」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の十」を「百分の八」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第二項中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第四項第一号中「損失額を基準として」の下に「その百分の四十に相当する額を下らない範囲内」を加え、「十五万円(北海道にあっては二十万円)」を「四十万円(北海道にあっては五十万円、農事組合法人その他政令で定める法人に貸し付けられる場合は四百万円(北海道にあっては五百万円)」に改め、同項第二号中「五年」を「十年」に、「ものであること」を「ものであり、かつ、据置期間が、三年以内のものであること」に改め、同項第三号中「若しくは特別被害農林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営むもの」を、「特別被害農林業者」に改め、「で特別被害地域内に住所を有するもの」を削り、「三分五厘」を「二分」に改め、「特別被害地域内において農業を営む」を削り、「五分五厘」を「三分」に、「六分五厘」を「三分五厘」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「延長する旨」の下に「又はその据置期間を政令で定めるところにより一年をこえない範囲内で延長する旨」を加え、「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「五

百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に、「三年」を「五年」に、「六分五厘」を「三分五厘」に改め、同項を同条第六項とする。

第三条第一項各号列記以外の部分中「の全部又は一部」を削り、同項第一号及び第七号中「経費の一部」を「経費の全部又は一部」に改め、同項第三号、第五号及び第九号中「百分の八十以内」を「全部」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金は、同項各号の経費につき、その全額とする。ただし、同項第一号及び第二号の経費については当該額が当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年六分の割合で計算した額(経営資金の貸付の利率が第二条第四項第三号の規定により年三分以内で定められている資金に係るもの)にあっては年六分五厘の割合で計算した額、年二分以内で定められている資金に係るもの)にあっては年七分五厘の割合で計算した額、同項第七号及び第八号の経費については当該額が当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分の割合で計算した額をこえる場合は、それぞれ、そのこえる部分に相当する額を差し引いた額とする。

第五条第一項中「その一部を政府から補助を受けた割合に応じて」を「その全部を」に改め、同条第二項中「その一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて」を「その全部を」に、「その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて」を「その納付金の全部を」に改める。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二条 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十五万円(北海道にあっては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられ

る場合は一千万円)を「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「四十万円(北海道にあっては五十万円、農事組合法人その他政令で定める法人に貸し付けられる場合は四百円(北海道にあっては五百万円)、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円)」に、「二十万円(北海道にあっては二十五万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円)」を「六十万円(北海道にあっては七十万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は百万円、農事組合法人その他政令で定める法人に貸し付けられる場合は六百万円(北海道にあっては七百万円)、農事組合法人その他政令で定める法人に政令で定める経営資金として貸し付けられる場合及び漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円)」に、「五年」を「十年」に、「七年」を「十三年」に改め、同条第二項中「第七項」を「第六項」に、「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に、「一千万円」を「三千万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月一日以後の天災又は災害につき適用する。ただし、同日前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第一項の規定による指定のあった天災又は激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により激甚災害として指定された災害に関しては、なお従前の例による。

理由

天災により損失を受けた農林漁業者等の経営の安定を図るため、被害農林漁業者等に対する資金の融通措置に関し、経営資金等の貸付金額の限度の引上げ、貸付条件の改善等を行なうとともに、国が経営資金に係る利子補給及び損失補償に要する経費の全額を補助することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、本年度約二千万円の見込みである。

自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案

自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「貸付金額の限度及び貸付条件」に改め、同条中「前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。の利率は、年五分を「貸付金の利率は、年三分」に、「二十年」を「三十五年」に、「三年」を「五年」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

一 農業者に係る前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。の金額の限度は、百万円(農事組合法人その他政令で定める法人にあっては五百万円)とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が貸し付けた自作農維持資金融通法第二条の規定による貸付金についての貸付けの利率、償還期間及び据置期間については、なお従前の例による。

理由

自作農維持資金融通法による資金の貸付けの実情にかんがみ、その資金の貸付限度額を定めるとともに、その資金の貸付条件を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行により農林漁業金融公庫は、本年度約五千万円の減入見込みである。

○高見委員長 内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について、提案理由の説明を聴取いたします。館林農林政務次官。

○館林政府委員 ただいま提案になりました天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

天災融資法は、昭和三十年に制定されて以来、天災による被害農林漁業者等に対する低利資金の融通に大きな役割を果たしてまいりましたが、最近における農林漁業経営の推移に伴い、必ずしも経営の実態に即しているとはいえない面も生じておりますので、所要の検討を行なう必要があるものと考えていたのであります。

第四十六回国会終了後今日までの間において、各種の天災により各地に農作物等の被害が生じ、特に北海道においては、冷害により主要な農作物に五百億円をこえる大規模な被害が発生いたしました。これに対し、政府といたしましては、各般の施策を講じておるところであります。近年における農林漁業の近代化に伴い資金の規模は増大しており、また特に北海道における経営規模は内地に比してかなり大きいものであるため、現行の天災融資法による貸し付け限度額のままで、被害農林漁業者の経営資金の需要に十分に対処しきれないでおります。このような事態に対処して、被害農林漁業者の経営資金を十分に供給するため、当面必要とする措置を早急に講ずることとし、この法律案を提出する次第であります。

次に主要な改正点を御説明いたします。

第一点は、内地十五万円、北海道二十万円と定められた貸し付け限度額をそれぞれ内地二十万円、北海道三十五万円に引き上げることとあります。

第二点は、政令で定める法人につき、その経営資金の特別の貸し付け限度額を設け、これを二百五十万円とすることとあります。

第三点は、すでに経営資金の貸し付けを受けて

いる者がその償還期限内に再び被害農林漁業者に該当することとなった場合においては、その経営資金の償還に充てるために必要な資金の額を、政令で定める額の範囲内において、経営資金の貸し付け限度額に加算することとあります。

第四点は、以上の改正にあわせて激甚災害法における天災融資法の特例措置に関する規定を改め、激甚災害の場合の経営資金の貸し付け限度額内地二十万円、北海道二十五万円をそれぞれ内地二十五万円、北海道四十万円に引き上げることとあります。

なお、これらの改正規定は、七月以降の天災につき適用することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。

なお、金利、償還期限については、通常国会を目途に所要の改正をする方針であることを申し添えます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高見委員長 次に、芳賀貢君外十八名提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案及び芳賀貢君外十一名提出、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案について、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。芳賀貢君。

○芳賀議員 ただいま議題となりました芳賀貢君外十八名提出にかかわる天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、現行の天災融資法は三十年に議員立法として制定されたものであり、農林漁業災害に対する融資制度として、自來十年間にわたる農林漁業の経営及び再生産に必要な低利資金を現在まで一十億円に及び融通する措置を講じ、農林水産業の生産力の維持と経営の安定に重要な役割を果たしてまいったのであります。

しかしながら、現行法は十年を経過した今日、

運用の面においても農林水産業の経営の実態に適合しがたい欠陥があらわれてきたことはいなめない事実であります。

すなわち、近時における日本の経済の高度成長は目ざましいものがありますが、一方においては経済のひずみを生じ、成長率の低い農業との格差はますます増大して、昭和三十六年に制定された農業基本法もいまでは空文化される運命に置かれております。しかも、最近における物価の著しい値上がりは、農林漁業の経営に対しても必要経費の増加と資本効率の低下を招き、自立経営の維持、発展に重大な障害となっております。

さらにわが国の置かれた地理的、気象的条件は、天災による被害が連年各地に発生し、特に農林漁業のこうむる損害は甚大なものがあります。もちろん、国においても、天災によるこれらの災害については立法措置及び行政措置を講じて対処してまいったのでありますが、すみやかに災害関係の諸制度の根本的検討を進め、災害復旧、災害補償、災害融資等についての国としての責任を明らかにすべきであります。

特に農業経営に必要な資金の需要は増加の一途を示し、そのおもなものを農林統計に見ましても、全国農家一戸当たり平均現金支出は昭和三十年七千六千円であったものが三十八年には十五万二千円、一九九・七％、飼料は一万四千円が五万二千円、三三・八％、農薬は三千二百円が八千円、二五〇％、農機具は四千三百円が六千六百円、一五七％となつております。

このように、生産資材等の価格の高騰とあわせて投入量においてもはなはだしく増大しており、農林漁業の経営は本法制定当時と比較した場合、その実態に大きな変貌を来したにもかかわらず、現行法は旧態依然として運用されており、ほとんど全文にわたり、不合理、不適当な箇所が指摘されるのであります。

したがってわが日本社会党といたしましては、近時における災害が農林漁業に与える影響と被害農林漁業者の経営の実態に留意し、この際、

現行法に積極的な検討を加え、すなわち、被害者となり得る要件の緩和、貸し付け限度額の引き上げ、貸し付け金利の引き下げ等貸し付け条件の緩和、利子補給及び損失補償の国庫補助率の引き上げ等について所要の改正を行なうこととしたのであります。また本年度において本土を断続した台風二十号の激甚災害及び未曾有の被害をもたらした北海道の冷害に対しても、本法を活用し、早急に対策を講ずる必要があると認められますので、両災害につきましても適用できるようにしようとしております。

以上が本改正案を提出した理由であります。

次に、本案の内容について申し上げます。

第一点は、第二条第一項の被害農林漁業者となり得る条件を緩和をいたしまして、さらに一步広く被害農林漁業に對しまして本法を適用し、天災資金の融通を受けられるようにしようとするものであります。

前述いたしましたとおり、農林漁業の経営が悪条件のもとに行なわれていた現況にかんがみまして、天災に際しましては、すべての被害者に対して救済の手を差し伸べるのが至当であります。今回は、現行法の諸条件を基準としてその二〇％程度の条件緩和をいたそうとするものであります。すなわち、農業者であつて農作物等の減収量が平年度の収穫量の三〇％以上であり、かつその損失額が平年度のその者の総収入の一〇％以上である旨、または果樹等の損失額が被害時の三〇％以上である旨、市町村長が認定した場合は被害農業者として本法による天災資金の貸し付けが受けられることとなつておりますが、この被害率を緩和し、農作物等の減収量の三〇％を二五％に、同損失額の一〇％を八％に、果樹等の損失額の三〇％を二五％にしようとするのであります。林業者につきましても同様で、薪炭等の損失額がその者の平年度総収入の一〇％である旨、または炭がま等施設の損失額が被害時の五〇％以上である旨、市町村長の認定を受けた者が貸し付け

また、漁業者につきましても同様に、魚類等の損失額がその者の平年度の総収入の一〇％である旨、または漁船、漁具の損失額が被害時の五〇％以上である旨、市町村長の認定を受けた者が貸し付け対象者となっているのでありますが、この被害率を緩和し、魚類等の損失額の一〇％を八％に、漁船、漁具の損失額の五〇％を四〇％にしようとするのであります。

第二点は、第二条第二項の特別被害農林漁業者となり得る条件を緩和いたしまして、被害農林漁業者のうちその大部分の者に對し特別低利資金を融通することができるようにしようとするものであります。農林漁業者は被害農林漁業者のところにおいて申し述べましたように、農林漁業の経営はいささかも余裕は持たない実情にあります上に深刻な被害を受けた農林漁業者に對しましては、思い切った特別低利の資金を融通することは当然であると思うのであります。特別被害農林漁業者についてもおよそ二〇〇程度の条件の緩和をは

かどうかとしているのであります。すなわち、特別被害農業者として特別低利資金の貸し付けを受けることのできる農業者は、現行法においては、農作物等の損失額がその者の平年度の総収入の五〇％以上、開拓者の場合は三〇％以上である旨、または果樹等の損失額が被害時の五〇％以上、開拓者の場合は四〇％以上である旨、市町村長の認定を受けた者となつてゐるのであります。これらの被害率を緩和し、農作物の損失額の五〇％を四〇％に、開拓者の三〇％を二五％にし、また果樹等の損失額の五〇％を四〇％に、開拓者の四〇％を三五％にしようとするものであります。特別被害林業者につきましても同様に、新炭等の損失額がその者の平年度の総収入の五〇％以上である旨、または炭が、ま等の施設の損失額が被害時の七〇％以上である旨、市町村長の認定を受けた者が貸し付け対象者となつてゐるのであります。この被

また、特別被害漁業者につきましても同様に、魚類等の損失額がその者の平年度の総収入の五〇％以上である旨、または漁船、漁具の損失額が被害時の七〇％以上である旨、市町村長の認定を受けた者が貸し付け対象者となっているのでありますが、この被害率を緩和し、魚類等の損失額の五〇％を四〇％に、漁船、漁具の損失額の七〇％を六〇％にしようとするのであります。

さらに、現行法におきましては、特別被害農林漁業者としての条件を整えているにもかかわらず、その者の被害地が特別被害区域の指定を受けられないがために、特別低利資金の貸し付けを受けられないという大きな矛盾があるのであります。すなわち、法第二条第五項で特別被害地域として指定を受けることのできる条件は、原則として旧市町村の区域、開拓地にあつては十町歩以上の区域内の被害農林漁業者の中に特別被害農林漁業者が一〇％以上ある区域で知事の認定を受けた区域となつてゐるのであります。

しかしながら、被害の深度は、指定地域であるがゆえに必ずその他の地域より大きいとはいいがたく、特別被害者としても指定区域内の者はその他の地域の者よりなお深刻であるとは断定し得ないのであります。法の適用の公平の点からしても、この際この不合理な条件を廃止しようとしているのであります。

第三点は、第二条第四項第一号から第三号までの経営資金及び同条第七項の事業資金についての貸し付け限度額の引き上げ及び貸し付け条件の緩和をはかろうとするのであります。先ほど申し述べましたとおり、農業者の現金支出は昭和三十年度に比較して二倍以上となっているのでありますし、頻発する災害のため天災資金等制度資金をはじめ各種資金の借り入れ残を多額にかかえている上に、再借入れを余儀なくしている農家がそのほとんどであります、この際思い切った貸し

また、農業法人等に対する貸し付け制度を新設し、本法の拡充をはかることとしているのであります。すなわち、経営資金の貸し付け限度額については、現行法の被害農林漁業者に対する十五万円を四十万円に、北海道の地域にあっては、二十万円を五十万円に引き上げるとともに、農業法人に対しても新たに貸し付けることとし、すなわち、法人に対しては四百万円を、北海道の地域にあっては五百万円を限度として貸し付けようとするのであります。また、以上のように貸し付け限度額が定められているにもかかわらず、現行法にあっては、

ては、被害額を基準として、政令で定めるところより算出される額、または十五万円等以内で政令で定める額のどちらか低い額などと規定され、実際に貸し付けられる額は政令にすべて委任されているのであります。

この政令により定められる率は、過去の政令のほとんどは、被害額の三〇％と定めている関係上、貸し付け限度額が不当に制限されており、必要経営資金の額を大きく下回り、実情に沿わなくなっているでありまして、少なくとも被害額の四〇％以上は貸し付けるべきであるとの観点に立つて、政令にゆだねる最低率を四〇％とするように明定したのであります。償還期限及び貸し付け金利につきましても、貸し付け額の増額に伴いまして、農林漁業者の返済能力と経営に悪影響を与えない限界を考慮して、相当率の緩和をはかろうとしているのであります。すなわち、現行償還期限の五年以内を十年以内に延長するとともに、据え置き期間三年以内を新しく設けることとし、また金利につきましても、農林漁業の低収益性と災害資金の特質を考慮して、現行六分五厘を三分五厘に、開拓者資金の五分五厘を三分に、特別被害者の特別低利資金の三分五厘は二分に引き下げる

また、被害地域の農業協同組合等の事業資金についても、経営資金の条件等の緩和に伴ひまして貸し付け限度額、貸し付け条件の緩和をはかることとしてゐるのであります。すなわち、現行の貸し付け限度額の五百万円を一千万円に、連合会に対する貸し付けの一千万円を二千万円にするとともに、償還期限の三年以内を五年以内に、金利の年六分五厘を三分五厘にしようとするのであります。

第四点は、第三条及び第四条の地方公共団体の負担する利子補給及び損失補償に対する国庫補助額の引き上げであります。災害を受けた農林漁業者の属する市及び都道府県の財政負担を軽減することは、被害農林漁業者に対する救済と同様に必要欠くべからざるものであり、激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律もこの趣旨をくんで立法されている点等からいたしまして、また明らかであります。したがって、地方公共団体の負担する利子補給及び損失補償につきましても、原則として全額国庫で負担するようにしようとするものであります。すなわち、現行法の利子補給は三分五厘資金にあつては、利子支払い額の五〇％またはその年の貸し付け額を年利二分五厘で計算した額のどちらか低い額となつておりますのを、基準利子の九分五厘と三分五厘の金利差六分の利子の全額を国庫負担にしようとするものであります。開拓者の三分資金は、利子支払い額の五〇％またはその年の貸し付け金を年利三分で計算した額のどちらか低い額となつておりますのを、基準利子の九分五厘と三分の金利差六分五厘の利子の全額を、また、特別被害農林漁業者に貸し付けられた資金についても、利子支払い額の六

五%またはその年の貸し付け金の年利を五分五厘で計算した額かどちらか低い額となっており、そのを、九分五厘と二分との金利差の七分五厘の利子の全額を国庫補助しようとするものであります。かくのごとき市町村及び都道府県の利子補給の全額を国庫補助することになった場合にあっては、市町村及び都道府県が被災者の支払う利子の一部を補助することを禁じているわけではなく、その部分を補助したとしてもその補助金については、国庫は補助の対象としないこととしておるのであります。

また、損失補償につきましては、現行法にては損失補償額の五〇%かまたは貸し付け額の年二分五厘で計算した額かどちらか低い額を補助することとなっており、そのを、今回全額国庫補助しようとしているのであります。

以上が天災融資法の一部改正案の理由及びその内容であります。

次に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、その内容が天災融資法の改正に伴いまして、その均衡上の改正部分のみでありますので、提案の理由につきましては、天災融資法一部改正案の提案理由の説明で申し上げましたものと同様でありますので、重複を避けるためこれを省略させていただきますことといたし、改正の内容について申し上げます。

第一点は、第八条第一項の経営資金の貸し付け限度の引き上げ及び貸し付け条件の緩和についてであります。現行法の貸し付け限度額は一戸当たり二十万円、北海道については二十五万円、政令で定める者すなわち果樹業者等については五十万円となっておりますのを、一戸当たり六十万円、北海道は七十万円及び果樹業者等は百万円とするほか、新たに農法人等に対する貸し付けの道を開くこととしており、その限度額は、その限度額は六百万円、北海道にあっては七百万円、法

人のうち果樹業者等にあつては一千万円とし、うとするものであります。また償還期限につきましても、現行の五年を十年とし、政令に定める者に貸し付けの資金についての七年を十三年にしようとするものであります。そのほか、被害地域の組合等に対する事業資金についての貸し付け限度額及び貸し付け条件の緩和については、組合に対する一千万円を二千万円に、連合会にあっては、一千五百万円を三千万円に引き上げることとしたのであります。

次に、本案付則におきまして、本法は、昭和三十三年七月一日以降の天災または災害につき適用することとしたのであります。

これは、提案理由の項にて述べたとおり、台風第二十号及び北海道の未曾有の冷害が激甚であることにかんがみて、本法をこれらの災害による被害者に適用し救済する必要があるために設けたものであります。

以上がこの法案の理由並びにその内容の概要であります。

本案は特に緊急を要する災害関係法の改正案でもありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案についての提案理由を御説明申し上げます。

自作農維持資金融通制度は、昭和三十年に、農地改革の成果を保持するため、長期低利の金融を通じて自作農の転落防止、農業経営の安定向上をはかるために創設を見たものであります。以来三十八年度までに六万八千件、千九百八十八億円の資金を、農地等取得しようとする自作農並びに相続、疾病、災害等による細分化防止と経営の維持をはかるうとする自作農に貸し付けてまいったのであります。しかし、この間における制度改正につきましましては、三十六年に、北海道農家の固定化負債を整理するための特別措置を講ずるための法律改正を行ない、さらに昨年、本制度においては、維持資金のみを融通し、農地等の取得資金は

農林漁業金融公庫の資金から融通することとし、法律名称を自作農維持資金融通法とする法律改正が行なわれましたことは、各位の御承知のとおりでありまして、本制度が、特に災害を受けた自作農の経営と家計を救う融資制度としては高く評価されるようになり、三十一年の北海道の冷害、三十二年の伊勢湾台風、三十三年の狩野川台風、三十四年の伊勢湾台風、三十六年の第二室戸台風、三十八年四月以降の長雨等に対し、百十六億円を追加して貸し付けられているのであります。

しかしながら、わが国経済の高度成長に伴うひずみ是正が要請される今日におきまして、農業基本法体制下にあるわが国農業の実態を見ますならば、農業の生産性を向上し、農業と他産業の所得格差を解消するための施策は、遺憾ながら十分に講ぜられていないと認めがたいのであります。なかんずく、農林漁業金融政策については、超低利長期の条件をもつて豊富な資金を投下するため、現行の金融諸制度を根本的に改善すべきは当然であります。いまもってこれが実現を見ないのは遺憾とするとところであります。

わが日本社会党は、かねてからこれらの点を強く主張いたし、特に本制度の改善は早急に実現すべきであることを主張してまいりましたが、これが大方より容認されました結果、本委員会において、第三十八国会の三十六年三月三十日、農林漁業金融公庫法の一部改正案を可決の際、全会一致をもって、「自作農維持創設資金の貸付条件については、その限度額の大幅引上げ、年利の大幅引下げを行なうとともに据置期間は五年、償還期限は三十年以上に改訂すること。」の附帯決議を付し、第三十九国会の同年十月二十七日において、全会一致をもって、自作農維持創設資金融通法の改正に関する件として「政府は、昭和三十七年度より、自作農維持創設資金について、その貸付条件を、利率年三分五厘、償還期間三十年以上、据置期間五年以内に、その限度を百万円に、それぞれ改訂するとともに大幅に融資枠の拡大を

はかるよう自作農維持創設資金融通法の改正を行なうべきである。」旨の決議を行ない、さらに、昨年の第四十三国会及び本年の第四十六国会において、農林漁業金融公庫法の一部改正案を可決の際、いずれも同様趣旨の附帯決議を付しているのであります。

以上の経緯及び本年における北海道の大冷害並びに第二十号台風等の災害により、本制度の資金需要の追加が百数十億円をこえようとしている実情等にかんがみまして、この際、被害農家の窮状を救済し、その経営を安定させるために本制度を一段と拡充する趣旨をもって、ここに本案を提出することとした次第であります。

本案の内容について申し上げます。

第一に、現行貸し付け条件について、利率年五分、その償還期間二十年以内、据え置き期間三年以内となっている点を、利率年三分、償還期間三十五年以内、据え置き期間五年以内に改めることとしております。

第二に、貸し付け金の限度については、現在農林漁業金融公庫の自作農維持資金融通に関する業務方法書によつて、最高額は一農業者当たり三十万円とし、災害により必要な資金については、それ以外の資金と通算して五十万円とし、法人に対する最高額は一法人当たり二百五十万円とすることとそれぞれ定められておりますが、この際、これを大幅に引き上げて、これを法律に明記することとし、一農業者の限度額は百万円、法人の限度額は五百万円とすることとしております。

以上が本案を提出した趣旨及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○高見委員長 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後十一時二分休憩

午後二時五十分開議

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

す。

内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、芳賀貢君外十八名提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案、及び芳賀貢君外十一名提出、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案、右三案について質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。中川一郎君。

○中川(一)委員 まず第一番目に御質問を申し上げたいのは、このたびの天災は、北海道の史上でも最高と言われる大きなものであります。この原因は、気象条件によることはもちろんでありますけれども、そのほかに、いままでとってきたところの北海道の農政のあり方が、この冷害に対してきわめて弱かったのではないかと。たとえて言いますならば、熱帯作物である水田が北海道にほとんど広がって、そして寒冷農業に適したところの酪農がきわめておくられておる。政府のとっておる措置も、酪農と寒冷農業についてはきわめて手薄である。水田については土地改良あるいは試験研究、共済制度あるいは価格制度と、すべてにわたってあまたの措置がありますけれども、畑作については試験研究に始まって、土地改良ももちろんのこと、共済制度に至ってはゼロである。さらには価格対策に至っても全くないにひとしい。こういった農政のあり方が、冷害の前に非常に弱くて、被害を大きくした原因ではないかと思えます。政府はその点についてどういうふうに考えておられるか、まず第一番目にお伺いしたいと思えます。

○赤城国務大臣 全面的に寒地農業といえますか、北海道の農業に対しては万全だとはもちろん考えておりません。しかし、いま御指摘のように、何もはっておいだというわけではございませんで、たとえば稲作もある線あたりから先はなかなかむずかしいと思えますが、その線まではとにかく品種の改良等もいたして、寒冷に向くよう

な品種も試験場等でどんどんつくっていく。したがって、東北地方等においても冷害が常襲のようでありましたが、東北のほうはだんだん冷害というものがなくなってきた。まだ北海道にそういう冷害があるのは遺憾でございますが、稲作につきましても、そういう品種の改良もいたしたり、あるいは早稲え、早刈り取りというふうなことも考えて指導してきたわけであります。あるいはまた北海道におきましては、畑作を中心として寒地農業というものを確立していくべきだということ、数年前から指導をいたしまして、畑作に関する補助融資等につきましても、法律その他によつて考えてきたわけでございますが、いまの畑作共済制度等はまた実現する運びになっておりますので、そういう点では欠くところがあったと思えます。また畑作と同時に、畜産、ことに酪農を中心としてやるべきだ、また酪農とてん菜とを結びつけてやるべきだというふうな方向も、相当進めてきたわけでございます。本年の予算等におきましても、草地試験などを北海道でやって草地の造成をしていこう、こういうふうな方向もとっておりますので、必ずしも北海道の農業を放てきするあるいは粗末にするということでもなく、寒地農業確立には進んできたのでございまして、その点万全でなかったという点も、ことしの冷害を導くような結果になったことは認めざるを得ないのであります。なおさらに一そう、寒地農業といいますが、寒地といわぬでも、ああいふところに当然適した農業が確立されなければならぬと思えますので、その方向へ進めていきたい、こう考えております。

○中川(一)委員 このたび農林省が政府原案として出されました天災資金並びに漁業法の改正の内容を見ますと、きわめて不十分と言わざるを得ないと思えます。第一番目が、金利あるいは償還期限等の条件緩和について触れておられない。それから第二番目が、個人に対する融資の限度額もわれわれの期待しておったようなものではない。農林大臣が現地を見まして、しばしば農民の方々に

会い、あるいは委員会等においても、この法律を改正をして大いに期待にこたえたいというふうに言っておられ、われわれもまた期待を持っておったのでございしますが、今回金利並びに償還期限を除外視したというのはどういう理由でありますか、この点を承っておきたいと存じます。

○赤城国務大臣 融資の限度額等につきましては、最新の統計等も基礎をいたしまして、現金の経営面に占むる割合ということとを換算いたしました、まあ提案の程度が妥当でないかということでは提案いたしましたわけでございます。

なお、今度の天災融資法の改正は、これは暫定法でございますが、そのまた暫定的といいますが、当面一番緊急を要する問題、その問題を取り上げて、融資限度額を上げてそれをさかのぼらせよう、こういうふうな態度に出したのでございしますが、金利等につきましては、実は金利あるいは償還期限等につきましては、事務的には検討いたしてはおりますが、これは他の金利体系との関係、償還期限との関係、あるいは農林省ばかりでなく、多少ほかの省との関係等のいろいろな問題が残っておりますので、短期間に御審議を願うことはどうだろうか、こういうことで、とりあえず融資限度額だけを上げるといふことで、当面する問題のみを取り上げて御審議を願っておるわけであります。

○中川(一)委員 われわれが承ったところでは、この金利、償還期限の点については、今回はいま言ったような理由から間に合わなかつたけれども、通常国会においてはやりたいたいというふうに聞いておりますが、それは間違いのないかどうかというところが一つ、もう一つは、その法律の根本的な改正ができました場合、今度の災害にもさかのぼるかという点であります。もしこれがさかのぼれないということに相なりましたならば、これはたいへんなことになるであらうと思ふのでありますが、この点についての農林大臣の見解をひとつこの機会にお聞かせいただきたいと思ふいます。

○赤城国務大臣 金利利率の引き下げあるいは償還期限の延長等につきましては、通常国会において、それまでに案を整えて御審議を願う、こういう予定を進めております。ただ、その際に、償還期限等は当然そのときより延びるわけでありまして、金利の利率引き下げ等もそのときからやられていくわけでございますけれども、これをさかのぼらせるということになりますと、もし利息等について支払いが済んだものは、また返還しなればならぬというふうなことも相なるかと思ふいますので、金利の引き下げの面でさかのぼるといふことは、よほど研究してみまさんと結論が出ないと思ふいます。ただ、借りても、まだ通常国会ころにはそれほど返すという時期に達していませんから、それ以後の金利を下げたもので計算してみれば、相当法律改正の効果はあらわれると思ふいます。その以前については、計算上の問題でありましても、現に支払いをしたような場合には、返さなければならぬというふうな問題があるかと思ふいます。これはなお十分検討しませんが、結論をいま出しかねると思ふいますので、なお検討を命じたいと思ふいます。

○中川(一)委員 ただいまの大臣のお答えを、事務的に支障のないものについては検討をして、できるだけさかのぼるといふふうに解釈してよろしうございませう。

○赤城国務大臣 事務的に複雑になったり、そのために混乱したりしないようなことに検討の結論が出ますならば、私はさかのぼってもいいと思ふいます。金利をさかのぼらした例というのは、いままで一つくらいしかないので聞いています。でありますので、十分検討しませんが、いま的確に申し上げる段階には参っておりませんといふことをつけ加えておきたいと思ふいます。

○中川(一)委員 その辺のところももう少し詰めておきたいところではあります。農林大臣は非常に真摯に北海道の農業を理解され、特に今回の災害については深い関心を持っておられますので、農林大臣並びに農林省当局に期待をいたしま

して、この程度に終えたいと思いますが、最後に、もう一つ大きな問題が資金の総ワケであります。

今回農林省が考へておる、政令で定めるところの總ワクについては、百三億とか承つておりますが、百三億を被害農家約十萬戸に引き伸ばしますと、一戸当たりになしまして十萬円足らず。今回激甚については四十萬円、一般の災害については三十五萬円と、限度をそれぞれ引き上げていただきましたけれども、そういう關係で、百三億ということでは、實際農家あるいは農協等が割り当てをする場合に支障を來たすというのが現状であります。しかも、これは予算措置が伴うといへば伴いますけれども、利子補給でありますから、財政

上の負担はそれほどないはずであります。資金総
ワクについて早期に決定をしてもらうと同時に、
百三億を上回る――北海道としては百五十億の資
金が必要だと言われております。この点につい
て、早期にきめていただきたいことと、総ワクを
上げていただきたい、この点について大臣のお考
えを承っておきたいと思っております。

○赤城國務大臣 提案の法律が通過いたしまする

ならばいまお話しのように、四十五億に対して百億以上のワクを設定するつもりでございます。これは御承知のように経営資金でございまして、できるならば借りないでまかなえればまかなっていつたほうが農家のためでもあらうと思えますけれども、被害が甚大でありますので、経営資金としても相当必要なことに相ならうかと、いまのお話でも承っております。できるだけふやしたいと思っています。百億以上どれぐらいまでというめどをまだつけておりませんが、できるだけふやしたい、こういうつもりでおります。

○中川（一）委員 もう一点。この法律とは直接関係ありませんけれども、北海道の冷害対策で大きな関係のありますのが自創資金でございます。自創資金については、条件緩和という希望もありますが、これは将来の問題として、われわれ要望したいと思ひますのは、とりあえずは、資金のワク

が四十億しか出ておられない。北海道ではぜひと八十億——いま四十億を持ってきまして現地では割りようがない。ある一村の例で言いますと、百七十九戸必要なところにいまの四十億を割り振ると七十九戸程度、百戸程度はどうしようもない、配分ができないというような状況であります。これは営農資金とは違ひまして生活資金でありますから、ひとつこの点については、いまのような四十億じゃなくて、聞くところによると、五十億というところまではいじょうぶのように聞いておりますが、このワクについても、ひとつ早期に引き上げをいただき、できれば八十億をいただきたいと思っておりますが、農林大臣のお考えを承つておきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 自作農維持資金につきましては、いまお話のように、条件緩和の問題もあらうと思いますが、相続、疾病等いろいろな関係の資金でございますので、これは慎重に考慮していきませんと、簡単にには条約のはうはできないと思います。

ワクのほうでございますが、ワクのほうにつきましても、天災融資法の改正が本国会で通過いたしました昨には、当然上げていかなくちやならないと思います。それにつきましても、いまお話のような考えを持っております。頭を持っておりませんが、埋め合わせもできるだけふやしていきたい、こういう考え方でいろいろ各方面とも折衝していきたい、こう思っております。

○中川（一）委員　それでは時間がございませんので、お約束どおり、以上をもって質問を終わらしていただきたいと思ひます。どうか条件緩和、次の通常国会でやる予定のものをぜひ実行してもらいたいこと、それからさかのぼってもらいたいこと、さらには融資の総ワク並びに自創資金の総ワクについて、国会でこの法律が通りました直後にやっていただくことを重ねて強くお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○高見委員長 松浦定義君。
○松浦(定)委員 昨日本会議でもお尋ねいたしま

したが、時間の関係で十分な御答弁をいただけなかったので、重ねてお尋ねをいたしたいと思ひます。

いま同僚の中川委員の質問を聞いておりましても、現地の事情というものは非常に深刻である。こうした問題は与野党にかかわらず、われわれ議員の責任においても、当然現地に納得のいくような立法を講じなければならぬということで努力をいたしておるわけでございますが、いまのお話の中で私も非常に不満に考えますのは、今回の改定で、なるほど限度額については多少お上げになったことはわかるわけであります。しかも、これをもつて十分だというふうに、今朝の政務次官の趣旨説明の中にもありました、私どもはそういうふうに考えられなれないと思ひます。

一例をもつていま中川委員からお話のように、限度額だけ借りられるという人が、今回の災害を受けたものの、すなわち、政府が認められました収穫皆無あるいは三分作、五分作、こうした以下の該当者に、当然の要求にこたえるだけの額が総体的に出るのか出ないのか、こういう点が私には非常にわからないのであります。なるほどおきめになりました額で見ますと、融資法の場合におきましても三十五万になったわけでありますから、これがかかりに十戸あるとすれば三百五十億要するわけであります。いま大体百億以上というお話がありましたが、聞くところによれば、百三億ということになりますと、これを十万戸に割れば十万円しか当たらない。しかし、このワケで三十五万ずつ当てますと、三万何戸しか当たらないわけです。いまの北海道の実情でもって要請をいたしておりますのは、少なくとも収穫皆無といえますが、それに該当するものは大体十万戸に到達する。しかも、そのほか七分作以下のものについても考えますと、十五万戸は当然必要だという数字が、北海道だけでも実は出ているわけであります。そういたしますと、いま政府の考えておられる三十五万あるいは二十万という線で、どれだけ農家にこれによってはんとくに災害を受けた者

の経営資金が当たるものか、こういう点を十分御調査願つておるはずでありますから、対象農家の戸数をここでひとつ明らかにしていただきたいと思つてあります。

○赤城国務大臣　融資希望農家は大体十万户というふうに見えております。

○松浦(定)委員 十万戸と見ておつて、そして今

度の改定でもってその十万户の要求にこたえるには、先ほど申し上げましたような形で三十五万要るわけなんです。なるほど数字の上では三十五万にふやしてやるぞというけれども、片一方の金額では百億近くしかないということでありますれば、実際問題としては十万円の限度額といったような形に結果的になるわけでありますが、こういう点の調査といえますか、もう少し具体的に、だれが聞いてもなるほどと思えるようなお考えをお願いします。

○中西政府委員 お話の点、平均しまして割り算をしますと、そのとおりになるわけでございます。ただ、被害の実態あるいは被害を受けました農家の経営の中身と申しますか、現段階における農家の余剰の蓄積等を考え合わせるとはどのほどの金額ではないかというふうに考えておるわけですよ。と言いまして、百三億を全然ふやさないということを書いてあるわけじゃないのです。できるだけの努力をしたいと思いますが、従来の各種災害の場合の資金需要の実態から見まして、こういう見方で決して無理はないという、これは経験上の問題でございまずけれども、そういうふうな判断で資金ワクをきめてまいりたい、かように思っています。

○松浦(定)委員　そうしますと、この三十五万はきめたけれども、それに該当する人はないのだという結果があらわれておるような見方にしか考えられないわけなんです。そういうことになるのですか。

○中西政府委員 該当する人の数は相当であると思うのですけれども、もっと少ない金額で済む人もあるという、その辺のからみ合いで考えておるわ

けであります。

○松浦(定)委員　そうしますと、道でもって五百七十三億、それから政府でもって五百三億ですか、この被害があった。しかし、被害はあるけれども、余裕があるから、この程度でいい、こういう結論になると思うのですが、そうしますと、この三十五万というものは、預貯金も何もない、もうあすの生活にも困る、こういうものだけに對してこの三十五万が適當だ、こういうお考えで御決定になったのですか。

○中西政府委員　北海道の農家経済調査から申しますと、平均いたしまして二十五万円から三十万円程度の農家の預貯金がございます。被害は五百三億円の被害がございますけれども、その被害の態様はそれぞれ農家によって違いますし、従来の経験から推しての融資ワケでうまくおさまり得るというふうに考えておるわけですが、なお、五百億をこえる被害があつて、百億ばかりの融資額で足りると思つておるのかというふうなお尋ねでございますが、天災融資法の融資のほかに、保険の關係もございまして、自創資金の關係もあるということ、要望に沿ひ得るのではないかと、かように思つておる次第です。

○松浦(定)委員　保険の關係が七十億くらいあるということを一応聞いておるわけですが、自創資金が現在の四十億に十億ふえたとして、それを合算いたしまして百五十億にしかならない。私どもの言つておる数字からいいますと、十万户で十五万円しかならぬ、こういうことになるわけです。いまお話によりまして、預貯金が三十万内外ずつあるというお話でありますけれども、これは御承知のとおり、私どもの知つてゐる範囲内でも、一千万以上持つておる農家もあるわけでありまして、それから数百万の人も相当あります。とにかく二十万も農家があるうちですから、それは数百万あるは一千万以上、千万台以上持つてゐる人も少なくないわけでありまして、しかし、そういう人は、おそらくこの問題について二十万を三十五万にしてくれといったような運動の中には入

つていないわけですね。そういうことでない者、ほかの人はよけい貯金をしておつても、実際にはない人もあるのでありますから、平均で三十万あるからというふうな、そういう機械的な計算の上でこの問題を——しかもこれはもう九月からそれぞれ委員会、本会議、予算委員会、多くのところで議論をし、調査された結果においてのいまの御回答で、いままでこういうことはお話になつた。三十万の平均のあれがあるから、おそらくあるだろう、こういう考え方で、今度の融資ワケを三十五万にしたつて、これはもう借りない者も相当あるし、あるいは貸さなくてもいい者も出てくるから、これで間に合うのだ、こういうことでありますけれども、そういうふうな個々の預金の調査と、いふものをされたのですか、そういう点を伺つておきます。

○中西政府委員　いま私が申し上げました一戸当たり三十万円程度といふのは、農家経済調査に基づいたものであります。したがつて、お話のように、非常に大きな預貯金が平均化されてその中へ入つております。また、一戸当たり三十万円の預貯金があるからといふことで、そのまま算術の公式として、その結果百億といふものを導いたものではございません。一つの着眼点として申し上げたのでございます。

〔委員長退席、飯谷委員長代理着席〕

計算の問題としましては、現地の実情と過去の経験から導き出すというやり方を用いておるわけですが、おそらく若干の増額の現像を見ることが思ひますけれども、その辺で現地で十分おさまり得るのではないかと。と申しますのは、たびたびの災害で、融資ワケあるいは個々の農家についての限度等につきましてもいろいろの要望がございまして、いままでの経験からいいますと、それぞれ結果として見ますとおさまつてきておる。そういうふうな観点から今度の分もきめていったらどうか、かように思つておるわけですが。

○松浦(定)委員　農林省はなるほど現地の事情はよくわかりますしするから、大臣以下いろいろそ

ういう点については御不満だということはおわかりになつておると思うのです。しかし、大蔵省がなかなか、これはもう何も農林省ばかりではない、あらゆる問題について大蔵省としては非常に予算上の面という点で、大蔵省としては非常に災害の問題についてはそういうことを超越してやつてもらいたいといふことを絶えず言つておるのではありませんか、出資金においては同じだといふような考え方、いまお話しのように非常に難色を示しておる。ですから、この点、私は、ここで農林省の努力されておる關係者にこういうことを言つても、結果的にはもう大蔵省のほうでどうにもならないからといふことであるならば、こういう委員会にも大蔵省に來てもらつて、われわれとしてやはり協力する点については十分やらなければいかぬと思うのですが、事ここに至りまして、ここどうしようといふわけにはまいらぬと思つておるのです。しかし、いまお話しの中で、一番私はどうかと思つておるは、過去の貸し付けの例によつて間に合つてきた、あるいは一部、数年前にいろいろの意味で会計検査院からいろいろ指摘を受けるような貸し付けの面もあつたといふことも、私は承知をいたしております。しかし、今度の冷害こそは、そういうふうなことに對しては十分配慮をいたしまして、道以下關係者は今度の早場米については全く適正を期する、そういう中で、調査には一本の形で調査をしなければならぬといふことで、われわれ国会側から言つて、ずいぶん農林省や道庁を責めるような形で、この調査の結果がおそいのではないかと、いふことを言つておりましたけれども、そういう万全の策を講ずる意味においてやつた調査なのであります。そのあらわれが、やはり十五万円というもののについては、多かれ少なかれ、たとへ三万でも五万でも貸さなければならぬ、こういうことの結果が、要求として出てきておるわけでありまして、その中で、いまお話しのように、これはもう十万户のうちでも相当数間に合つておる、しかも預貯金等の問題について、ただいままでのデータのうでそういう判断を

されておるということにこれはなると思つておるのですが、實際問題としては、個々の預貯金なんといふものはもう調べられるものではないと思つておる。しかし、現実に見た目で、水田にいたしましても畑作にいたしましても、少なくとも最低百万から百五十万、二百万の収益があるべきものが皆無である、しかもそれに対しては、最低数十万以上の肥料代あるいは農薬その他農機具に対する損害といふものがあるわけなんです。そういう状態の中で、もしかりに三十万円なら三十万円という貯金があるから貸せないのだといふことになりまして、末端においてこれは私は金が余つてくる問題があると思つておる。それはなぜかといふと、一面で借金をしておりまして、農協にはある程度預金をしておくわけですが、あれも貯金、これも貯金といふことで、融資を受けるために貯金をしておる者もあるわけですが、一方で借金をしながら、一方で積んでおく、こういう例があるのです。そうすると、借金のほうは何も考えないで、貯金のほうだけを考へて貸し付けるといふことになりまして、これはもう自分の借金を言うのはいやだ、ほか二百万も三百万も借金があるといふことを言うのはいやだから、このままで、十五万や二十万借りなくても別に借金すればいいということになるわけですが、そういうふうな現状でありますから、私は、今度の問題では、なるほどただ二十万を三十五万に、あるいは二十五万を四十万にされた、これだけ見ますと、これはもう養成したつていいのではないかと。もう昨日からきょうあたり、いろいろの農業団体その他の關係者は、これは反對するのはおかしいのではないかと、これでは困るのだ、こう言つておられるのですけれども、全く困る人があつておられるのです。しかし、それらのほうでは、これは困つてゐるものはいふところではないのだ、もうこれで余つてくるのだ、こういうふうな見方で今度の改定についてお考えであるならば、いままでかつてない災害に對して非常な落胆をするであらうと私は思つておる。したが

は当然であります。ですから、いま私どもとしては、この限度額を引き上げてもいい、しかし、私は、限度額を引き上げるといふことについては、極端なことを言いますれば、あまりこだわらなくてもいいと思うのです。社会党は、昨日提案いたしました面についても、相当限度額の引き上げについては努力をいたしております。しかし、いまのような形で、いよいよ貸すということになって貸せないような額では、何ほ引き上げていかなければなりません。このような数字で、三十五万と四十万、あるいは五十万、こういうものがたとえ北海道に貸せることになっておるのですから、これがそのまま貸すことができるならば、先ほどもお話しになりました共済の七十億もあるし、あるいは自創資金もおそらく六十億ぐらゐはおふやしになると思うので、そういうものを合わせれば、やはりわれわれ社会党が希望しておるような形に大体追いつくわけですね。しかし、数字はこういうふうに出したけれども、現実には貸せないのだ、したがって、そういう積算は百億ぐらゐでとまるのだというお考えですから、いまお話しになりましたようなふうな数字を、いまお話し、実際あすからどうするかという農家を説得しようと思つても、これはできないわけなんです。災害対策が九月から進められて、調査が終わつて、私もいつも言つておる通りに、十一月の二十日までには何としても今日現段階においておやりになつておるようなことが各農協から農家にまで伝わつておらないと、おそらくこれは収拾がむずかしいということを私は申し上げておつたのです。ところが、今日になりました、この問題でいきますと、いまのようなお話を、これを単協でいよいよ個人に対して配分するということになりますと、これはもう非常にむずかしい結果が出てくる、私はこう思うのでありまして、この際、私どもとしては、融資額をふやすのは、当然総体の資金額をどの程度に考へておられるかということが一番大事なかぎになると思うのです。いまのお話で四十五億、これは青森県を含んでおります

が、青森県は数カ町村にだけだといふますから、たいしたことはないと思ひます。しかし、百三億では、これはもうだれが考えたつて十分ではない。それに自創資金が入りましても、あるいは保険金が入りましても、これは私は十分だとは考へていないのです。この保険金が入るのは水田農家だけでありまして、畑作農家には麦類で少し入る人があるかないかというだけでありまして、水田農家は、この保険金が七十億入つても、これの何十倍かの被害があるわけですね。ですから、七十億入つておるから、総体のワクがかりにたとえ百億であつても、これを加算してもいいのではないかと、いふお考えは、私は北海道の今度の冷害の全体に對しては当てはまらぬのではないかと思ひます。ましてや、畑作地帯の中心である地帯におきましても、共済制度の今日までの不十分な点を十分指摘いたしておるわけでありまして、この機会に、保険金があるやうとなつてくると、やはり同じ農家の立場に立つて今度は救済政策が実現されるべきだ、こういうふうには私は考へておるわけでありまして、ですから、いま百三億という算定は、やはり農家の経済状態のそれぞれのものを考へていふと、ワクはこうきめたけれども、これでいいのだといふことにならぬと思ひますが、それはいまそれ以上といふお話がありましたが、それは、道といたしましては、先ほど申し上げましたやうに、非常な努力をいたした積算が百五十億でありますから、これはおそらく百五十億が百五十億必ずしも全額認めていただけというところにはならないと仮定いたしたとしても、最低限度、どんなに譲歩いたしたとしても百二十億を下つては、いかなる理由をつけて説明されようとも、現地の実態を救済するといふことについては、この法律をもつては十分だといふふうには考へられないと思ひます。ですから、いまの百三億というものが最低百二十億になるかならぬか、それに近い数字といひますか、完全に百二十億程度のものが出ないと、いまの自創資金がかりに六十億になりま

しても百八十億にしかならないわけでありまして、要求する二百五十億よりは七十億も少なくなるわけでありまして、この点についても少しお考へ願ひたい。農家の預貯金の点とかなんとかいふやうな、そういうむずかしい、重箱のすみをほじるやうなこまかい調査をやつても、これはどうにもならない災害である。そういう天災的なものを救うのがやはり政治であるわけでありまして、そういう点に十分考慮をされたいといふことになるから、これは政策であるとか、あるいは人災であるとかいふやうな、われわれ自体としても耳の痛いようなことをば現地で聞かなければならぬわけでありまして、こういう点については百歩譲るといたしましても、いま申し上げました限度額を引き上げるといふことについては非常にむずかしい。しかし、貸し付ける総額においては、認定のし方できまるわけですね。いまのようなお話でありますならば、これはもう百億でもそんなんだ、百五十億になつてもそれはもう反対できない、こういうわけですね、農林省、大蔵省の話合いがつけば、これはもう与野党としても異議がないわけでありまして、それから、そういう点について、少なくとも最低どの程度までお上げになるだけの御意思があるかどうかといふことを、ひとつ大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。

○赤城國務大臣 北海道の災害対策につきましても、十分あらゆる手を打ちまして、最後に残つたのが融資だけの問題になつておると思ひます。融資の中でも、現在融資法の総ワクが非常に足りないのじやないかといふお話を承つております。少なくとも百二十億は必要じゃないかといふことを承つております。できるだけ努力をいたしていきたいと思います。

○松浦(定)委員 大臣の御答弁も、なるほどいまここまではつきり幾らといふことは言えないことはよくわかりました。しかし、いま申し上げましたやうな形でありまして、この点については十二分にひとつ御配慮を願ひたいと思ひます。

それから今度の改正案では、先ほど午前中の委員会でも政務次官のごあいさつの中にありました、金利並びに償還期限等については次の通常国会で考へたいと、こういうごあいさつでありまして、私どもの手元へ今朝配付になりましたこの提案理由の御説明の中には、そのことが実は入つていないわけなんです。この点は、先ほど、そう言うて少しおかしなものでありますけれども、政務次官は入つていないままの御意見をお出しになつたところ、そこへ口頭でもつていま申し上げました点を挿入されたわけでありまして、私は、結論的にはわからぬわけではございませんが、そうしますと、その間においては、今朝手元へこの書類が配付になるまでは、そういうお考えはなかった。しかし、その後これを入れるというお考えになつたといふことについては、今日までの経過では、そういうことは全然考へないでいられたのか、この点をひとつとつと御説明願ひたいのであります。

○館林政府委員 私、午前中に大臣にかわりまして提案理由の説明をしたときは、いまのお話のやうに、金利並びに償還期限につきまして、特別に次の通常国会で考へるというのを申し上げた次第でございます。またお話のように、皆さま方のお手元に配つてあるものにつきましては、印刷の中にはそれが入つておりません。御質問はごもつともと思ひます。ただ、私が大臣にかわりまして提案理由を説明いたしましたのは、いま政府が出している案につきましても提案理由の説明でございまして、しかし、その後いろいろ大臣の御意見等も承り、また議員の方々の御意見を承りまして、やはり次の国会において金利の問題と、それから償還期限の問題をどうするかということが一番関心の中心であるといふことがわかりましたので、大臣の御了解を得まして、先ほどのやうに御説明申し上げたやうな次第でございます。したがって、当然印刷されたものは間違ひでございまして、直ちに新しく刷り直しまして補正いたしたいと思ひます。

○松浦(定)委員 ですから、やはりそういう重大

な問題をそこまでお考えになっておるのなら、今朝これをお配りになるときに、別に張つてでもお出しになれば、何も私どもはせつかくの御意思を曲げてゐるような形ではなかつたというふうに思いますが、實際問題としては、もしこういう点にそれだけの御配慮があるといえますならば、やはりどういふようなお考え方でおやりになつておるのか、この点を明らかにしていただきたいと思つたわけでありませう。先ほど中川委員からの質問にもちよつとありまして、お触れになつたようでありませうが、たとえば金利の問題について今度通常国会で修正されまふと、それからしかこれを該当させない、したがって、金利の問題ではさかのぼつてこれをするとすることはできない、こういう大臣のお話です。私もこれは非常にむづかしいことだと思つたわけですが、しかし、今度のこの天災法の融資はおそらく来年度の経費資金でありますから、最終の来年度の五月、あるいは時によつては七月、八月、その時期にしか使われない金も実はあるわけでありませう。よほど早くても一月、二月から使うわけでありませう。来年度の三月―五月ごろにもこれが改正されて、そしてこれを適及するといひましたとしても、その間の利子はおそらく少ないと思ひます。ですから、極端に申し上げますならば、いまからそれをおやりになつておいても、はつきり何らかの形でお示しになつておいても、政府としては、金額の点からいひてはそんなに負担になるようなことではないと思ひます。こういう点につきまして、やはり適及するということが法律上ではできないけれども、その間の必要とする利子差額というものについては何らかの形で考へることがはつきりしておれば、私は、これは今回の暫定措置法に対するさらにもたまたま暫定的な考へ方としては、一歩前進である、こう思ひます。すが、この点はどうお考えになつておりますか、お尋ねしたいと思ひます。

等はさかのぼつて実施するということに提案した次第でございまして、金利の点につきましては二つあると思ひます。事務的にたいへん複雑化してきやしないかという面、それから少額であるけれども、御意見のように何とかさかのぼらせてもいいのじやないかという御意見等も承つておりますが、これはなおいろいろ打ち合わせる方面もありませうし、そういうことを頭に入れて研究していきたい、こう思つておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○松浦(定)委員 金利の点はそういうことで御努力願ひたいと思ひます。償還期限の延長等についても、これは五年を七年にするとか、あるいは七年を十年にするとか、こういうことについては、十分その実態に応じてやつていただける、そういうお考えでの御提案ならう、こう思つたわけでありませう。

そこで、政府が今度の問題で非常に努力されておつても、われわれとして、わりあいにそれに対して努力が不十分ではないか、こういうふうに着目したところからは、今度の場合は利子補給をされるだけでありますから、その間の額は非常に少ないわけでありませう。今度の百億くらいになるといふ利子補給について、五カ年間に利子補給の金額がどの程度になるのか、あるいは初年度にどのくらいか、この点をちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○中西政府委員 これは概算でございませうが、百億としまして、十年間の利子補給の累積をいたしますと十億でございませう。

○松浦(定)委員 いま十カ年と言ひましたが、これは五カ年と七カ年とあるのですから、ちよつと……。

○中西政府委員 失礼いたしました。訂正いたします。五カ年でありませう。

○松浦(定)委員 五カ年間に十億、初年度の場合にはどれくらいになるのですか。

○中西政府委員 初年度が二億六千万でございませう。

○松浦(定)委員 五カ年間に十億、初年度の場合にはどれくらいになるのですか。

○松浦(定)委員 そんなことになるのですか。初年度といふのは、たとえばこれが今度実行されて、来年初年度といふか、四十年の末で二億六千という数字になるわけですか。

○中西政府委員 さうでございませう。十億と二億六千万といひますと、初めのうちは多過ぎるじやないかというお感じだと思ひますけれども、毎年償還していきまして元本が減つてまいります。そういう関係でそういう数字になるわけでありませう。

○松浦(定)委員 いまお聞きいたしましたので、百億になつても十億程度の国の支出である、こういうことであります。實際問題といたしましては、くどいようでありますけれども、この大災害に對して、政府は五カ年間に十億の支出をする、そういう法律を今度つくるにあつて、非常に詳細な調査をされておる。その結論が、被災者といひますか、現地の農民に對しては期待に沿えないということになるわけでありませうが、私どもとしては、この機会にひとつ全面改正を要求するといふことは、利子の問題、償還期限の問題とあわせて今回の御提案になることのはうが、實際問題としては合理的であつたと思ひます。時間がないし、いろいろの関係がありますから、申し上げてもどうかと思ひますけれども、次の通常国会にこの問題を金利の面についても償還期限の問題についても十分考へる、こういう農林大臣の御言明でありますから、今日の段階において、私どもとしては、最終的には融資総額が、先ほど申し上げましたように、さういふお話であります、百三億といふものは何かそこを理論づけられしやうではないかといふ心配があるわけでありませう。ですから、この機会におきましては、これを十二分に配慮していただくことによつて、現段階に出されておるこの改正法案も生きてくるのでないか、こういうふうに思つたわけでありませう。

いろいろ他の同僚議員からの御質問もあるうかと思ひますし、それぞれ今後の話し合ひもあるうか。

と思ひますが、こういう点をひとつ十分御検討をいただくことによつて、本法の趣旨が被災地、被災農民にいきわたるようになり、さうしてまた、来年度の再生産ができるように、私どもとしては大臣以下関係者の方々の御努力をここに切に望んでおく次第でございませう。

○赤城國務大臣 十分御意見の趣旨に沿うように努力していききたい、こう思つております。

○飯谷委員長代理 林百郎君。

○林委員 最初に、従来北海道の農業は非常に借金が多い農業でして、これは赤城農相も北海道に行つておられるようですが、借金の非常に多い農業経営をしてゐる農家なんです。したがつて、今度の災害によつて天災融資法で配當をしまして、その配當された金が従来の借金の穴埋めのほうに回つてしまつた。したがつて、農協としては、従来の借金の帳簿上の操作だけで天災融資の金をやつて終わつてしまつて、現実に農民の手につかない。したがつて、せつかく天災融資という名目で、はなはだ不十分な金でありますけれども、融資をすることを考慮しても、それが農民にとつては實際はことしの災害の復旧の面に金が回らないという問題があるわけなんです。その点については農林大臣はどうお考えになつていませうか。

〔飯谷委員長代理退席、委員長着席〕
このことについては、現地の新聞で、これは新聞の名前を切り抜いてしまつたのでちよつとわかりませうが、赤城農相が行つたときに、質問として、せつかく天災融資法が適用され、融資の道が開けても、負債が多いために融資を受けることができない農家も出てくると思ひますが、この点何か配慮できないものか、こういう現地の新聞記者の質問があつたわけですが、これについて農林大臣はどういうふうにお考えになつておりますか。

○林委員 具体的な指導をお聞きしたいのですが、農相も、新聞記事によりますと、借りかえればよいわけだが、手続がめんどろなために、みんなやめてしまおうという点があるようだ。これは扱う人にもよるが、冷害への融資はあくまでことし

える必要は必要でないだらうけれども、現地の農協の操作が帳簿上の相殺というようない手続をしておる場合に、農林大臣の言うように、冷害への融資は、あくまでことしの被害に対するものとして考える必要がある。考えるだけで片づかない状態に現地ではなっておるので、どういふような指導を具体的にされておるのかということをお聞きしたいし、またどういふ指導をしようとするのかということをお聞きしたい。

○久宗政府委員 手続のことでございますから、私から便宜お答え申し上げます。

災害が起こりまして、特に今度の北海道の災害の場合は、非常に膨大な被害でございますので、御指摘のような問題も起こり得る可能性があったわけでありまして。そこで、私どももいたしましては、もちろん組合の内部での取り扱いとは別として、まして、制度金融につきましては、災害が起こりまして、十月の初めに、いまの制度金融ではいろいろこれを延ばします措置がございますので、

それから今回の改正で、いま御提案しておりますものの中では、従来は新規の被害者、前に経営資金を借りておられて、今度お返しになる分がまだ残っておるといふ方の扱いが、いわば内ワクの内で処理されておったわけであります。今度は北海道で例をとりますと、三十五万までになります。そのほかに借りかえ資金というものは外に出しまして、新規の方でもあるいは負債のある方でも、借り方は同じ形になりまして、もとの負債の分、借りかえる分を外ワクにいたしました。この点は従前よりも非常に改善されたのではないかと思います。

○林委員 これは農林大臣御承知かどうかと思いますが、北海道では特別に農協が、組合勘定というか、組合貸し付け勘定という制度がございまして、大体三、四月ごろ、その農家の年間の収入を計算しまして、それを毎月に分けて、そして生活資金と営農資金を農協が営農を管理するというような形で毎月貸し付けているわけですね。これは中小企業の銀行管理みたいなものです。ところが、今度の災害が出ましてから、組合のはうでは、その組合勘定の貸し付け金を停止して、もう新たにこれから組合勘定の貸し付けをしても、ことしの災害ではとうてい農協としては回収する見込みがないから、これを停止いたしますということで、災害で非常な打撃を受けているところへ、さらに組合勘定の貸し付け停止の処置までされて、そしてそのことが、もうやむを得ず農民が離農をし、北海道から、内地というか、本土といいますか、こちらのはうへも農業をあきらめて流出しなければならぬような状態、あるいはもう営農をあきらめて他の生活の方法を考えなきゃならない

○久松政府委員　いまの組合貸し付け勘定のございますことは伺っておりますし、またそういう運用を北海道でしておられることも存じておるわけでございますが、さような場合に、もし単協で資金がお困りになるとした場合でございますれば、当然これは系統組織といたしましては、信連がごめんどろを見る、またそれが困れば中金がめんどろを見るという形で、段階的に処置するよりいたしかたないと思います。

○林委員　そうしますと、天災融資法の中の、北海道の道とそれから北海道の農協の連合会との間で、そういう損失補償もするんだという契約が現実にはされておるのか。されておるとすれば、どういふ内容の契約がされているのですか。

○久宗政府委員　単協と信連の間の損失補償という問題ではないと思うのでございます。もちろん、単協でやっておられますいまの勘定につきましても、その額とかそれからその地域の組合によりまして、いろいろそれをやっておられますために、単協資金がどのくらい苦しいかというのは、被害の度合いにもよりましようし、あるいはその勘定の運用にもよると思いますので、一律にまかなえないという問題ではないと私は思うのです。したがっていまして、普通に考えますれば、これは当然道の信連でお扱いになるわけでございますし、その場合に、その関係だけで資金が足りないということも考えられますが、かりに足りないければ、さらに中金が調節するというところで処理ができると思います。また、その場合に、いま御指摘の損失補償の関係は、これは単協と信連の間で

〇久米政府委員　具体的にはいろいろなケースがあると思います。単協のほうの資金繰りと、それからその町村の財政の問題があると思いますが、町村財政につきましましては、別途交付金のやり方に特別な措置がございますので、この処置はできると思うのでございますが、一応系統資金で申し上げますと、単協でどうしてもできません場合に、これは実質的には信連が乗り出す以外にないわけでございますが、その場合の組織といたしましては、やはり単協を経由する形をとらざるを得ませんけれども、実質的には単協でなくして、信連が直接乗り出すという形で処理するものと考えられます。

○林委員　ちよつとおかしいですね。天災融資法

の三条の、都道府県が連合の金融機関との間に、連合の金融機関の利子補給をしたりあるいは損失補償するような契約をしている場合に、それをさらに国が補助してやる、もし都道府県がそういうことによる利子補給あるいは損失補償をして負担をしておいた場合には、国が補助してやる、こういう前提のもとに、都道府県、すなわち北海道の道と、農協の北海道の連合会の信連なら信連との間の補償の契約、利子補給の契約が現在なされているのかいないのか。いとすれば、その内容はどうか。それに対して国庫補助としての行政的な指導はどうしているというのを聞いています。

○中沢説明員 御承知のように、十一月九日、北海道の冷害に対するいわゆる四十五億といっておられます政令を公布施行いたしました。現実には北海道道庁におきましてこの割り当て事務を進めていないようでございます。したがって、契約の準備はいたしていると思えますけれども、まだ市町村段階まで入りました損失補償契約及び利子補給契約の、組合と公共団体との間の手続は完了していないのではないかと、こういうふうと考えております。

○林委員 道と信連。

○中沢説明員 道と北海道信連との間におきましては、すでに臨時の道議会が開催されたというふう聞いておりますので、道と信連との間におきましては、契約が成り立っているのではないかと、こういうふうと考えています。

○林委員 成り立っているのではないかなんて、いまごろになって農林省がそんなことを言うてどうなんですか。災害のあったのは九月でしょう。それを、大事な天然融資法の一歩の大ワクがきまっただかどうかわかりませんが、九月のこと、あなた、北海道の冷害に対する農林省の親切な処置と言えますか。まずそこがなければ、上のほうの補償がなければ、下のほうはできないんですよ。下というのは、ほんとうに冷害を受けて、現実困っているところなんだから、その困っている単位農協と単位市町村と、それからこの農民が何とかしろんといつて、上のほうが大きな網を張ってやらなければ、十分安心してできないでしょう。だから、もし道が道議会でのような議決をしたのかわかっているなら、ここで知らしてもらいたいし、わかっていないなら、もうやむを得ないから、至急資料として私のほうに提出をしてもいいと思います。

○中沢説明員 おしかりを受けて恐縮でございますけれども、道議会ですういふ信連との間における契約が締結されたというふうには確認しておりませんが、確認次第、その内容を資料として提出したいと思っております。

○林委員 それからもう一つ、その問題とからまして、そういう組合勘定の支給が停止されまので、農民としては、農業系統の融資によって生活を立てるという道ができませんので、やむを得ず、一般的な救済土木事業とか、あるいは生活保護の支給を受けるというふうな、これは農民としてはまことに残念ですけれども、そういう方法も考えざるを得ない。私のほうの調査によりますと、大体従来でも、北海道で農家として生活保護を受けていた者が一万二千三十六人であった。ところが、今度の冷害によって、さらにそれが二千八百五十五世帯、一万四千九人、生活保護を受けなければ生活が成り立たない農家が発生したというところが、道の民生部の報告から出ておる。ところが、農民が生活保護を受けたいとしても、あそこは御承知のとおり本州とは違っていて、耕作反別が非常に広いところだものだから、やむを得ず、農機具を持ていないとか、農業用の役畜を持たざるを得ないわけですから、そこで、生活保護を受けるというところになって民生委員が審査する場合には、おまえのところは農機具がちゃんとあるじゃないか、おまえのところに役畜があるじゃないか、それで生活保護を受けるとは何事だということに、生活保護の適用が狭められてきて、受けるわけにいかないような状態になっている。ところが、よく調べてみれば、その役畜も農機具も借金

のかたまりみたいになっている。持っていたからといって、それが生活を助ける手段になっておらない。こういう状態なのに、その借金のかたまりのような役畜があるとか、あるいは農機具があるというところのために、北海道の農民が生活保護を受けることができない。私のほうの調査ですと、九月以降、七日に一人ずつ自殺者が出ているというところが伝えられております。そういうことに対して、これは管轄は厚生省だと思いますが、厚生省の政府委員にお聞きしたいのですけれども、生活保護を受けるかどうかというのは、形の上だけで、農機具があったり役畜があったり耕作反別が広いということだけで済むべきではなくて、その農業経営の内容はどのようなものになっているかということから、どうにもならない場合には、農民であっても生活保護を受けるよりしかたがないという状態になっていると思えますが、その点について厚生省はどう考えているのか、具体的な生活保護の適用をどうしているのか、お聞きしたいと思っております。

○加藤説明員 生活保護の農民に対する適用の条件でございますが、生活保護におきましては、農民が最小限度の営農のために必要な農地あるいは役畜、農機具につきましては、地域の実情によりまして、たとえばいま御指摘のありました北海道における五町歩と内地における五町歩とは質が違いますが、地域の実情に即して、いわゆる中以下の営農の最小限度の保有については、これを保護をかける場合に欠格条件にはしない、そういう態度をとっております。現に私どものほうで北海道の主管課長を呼びまして聞いてみますと、たとえば開拓地においては馬を二頭持っている、これは最小限度だから保護の条件にする、さような態度をとっております。

なお、借金の問題でございますが、生活保護におきましては、過去の借金を認めることはできませんので、借金をしておられるときには、申しわけないけれども、貸したお方は、借り主が生活保護を離れられて返済能力ができるまでお待ち願いたい。生活保護としては、現に生活をさされるいわゆる最小限度の生活を保障する、そういう態度でございます。

○林委員 九月に、御承知のとおり、北海道であのような未曾有の農業災害があったわけでありますが、そのことによって新しく農家として生活保護を受けるに至る世帯、新しく増加した世帯数と人員はわかりますか。

○加藤説明員 私のほうでさうすぐ月別の報告をとっておりますが、現在のところ、収穫が悪くなったために直ちに保護を受けたと歴然とわかるものは、まだほとんどございません。ただ、民生委員その他を通じて今後保護を受けるであろうという世帯がどれくらいあるかということでは調査しているようでございますが、その調査も今後の問題でございますので、はっきりした数字はわかっておりません。

○林委員 災害は九月にあって、現実生活保護をもらわなければ生きていけないという農家がたくさんあるわけなんです。それを中央の厚生省がまだ数字も把握できないというふうな状態は、これは農林省も同じですけれども、厚生省としてこれにも冷然と態度じゃないでしようか。少なくとも九月に北海道でかつてないような大災害を受けて、テレビにしても、毎週冷害に苦しむ農民の実情ということで放送すらされているときに、その冷害のために、あるいはその農業災害のために、新たに農業経営ができなくなった、あるいは生活保護にたよらなければならぬ、あるいはそれと明確な因果関係がないにしても、北海道としては、新たに生活保護を受ける世帯がこれだけふえて、これだけの人員になって、それに対してどういふような指導をしているかということがここで説明できないでしようか。

○加藤説明員 実は北海道の冷害がありまして、たに、すく北海道庁から来てもらっています。それに対する北海道庁の見込みその他を聞きまして、ところ、いまお答えいたしましたように、民生委員を通じて調べている。なお、これに対する国の保護

費の概算の支給がそれで足りるかという見通しでございまして、これにつきましては若干大目に配っておりますので、生活保護におきましては、月々のその農家の収入と、それから現実に御承知の生活保護の最低生活費を見積りまして、不足額を出すわけでございまして、現実にはそれは道が福祉事務所を通してやらしております、具体的な数字としてまだ私のほうに上がってきませんけれども、あれば即刻やるように指示は済んでおります。この数字が具体的に上がってこないだけであります、私のほうでは遺漏のないように保護するように指示してございます。

○林委員 そうすると、大臣にお聞きしますが、大臣が北海道で言われておる、冷害への融資はあくまでことしの被害に対するものとして考える必要があるというあなたの談話、これは普通の商業新聞で見てもおるわけでありまして、こういうお考えは、現在でもあなたの行政指導としてお持ちになつておるかどうか、その点と、厚生省のほうでは先ほどのように、単に形式的に役畜の牛を二頭持つてゐるとか、あるいは農機具を持つてゐるとか、あるいは形式的な基準から離れて、北海道の農業経営の実情からいって、耕作反別の問題、あるいは歴史的な農業の特殊性からいって、生活保護を受ける場合には、内地の適用基準とおのずから異なつた基準を立てるよう指導している、こういうことは確認していいかどうか、お二人に、それでいいならいいで記録にとどめておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 ことしの災害はことしの災害と見て、それに対する対策をしていく方針でございます。これを古い借金や何かと相殺するというようなことにするようなことは、当を得ていないと思ひますので、ことしの災害を災害として取り扱つていく、こういうふうにお考えしております。

○加藤説明員 生活保護におきましては、北海道独自の農業基準に基づきまして、最小限度の生活を維持するための基礎的なものは保有を認めております。

○林委員 それから農林大臣にお聞きしたいのですが、天災融資によつて融資額を若干広げているのでありますが、われわれとしては、この程度のものでは、北海道の本年度の冷害で、北海道の農民の現状からいって、とうてい農業の再生産を保障するに足るようなものではない、こういうふうに考へておるわけですか。本会議場で赤城農相は、社会党の案を批判して、われわれのほうは現実的だといふようなことで、妙なところではないかとおりましたけれども、しかし、現実的であるだけにかえつて実情に沿わないような、全く不十分といふことより、現状からいへば、農業の再生産に寄与することより、全く離れた程度のものだと思ふわけですか。そこで、これはどうしても必然的な結果として離農者がふえてくることは、これはもう全く現実としては否定できない現象となつて出てきてゐるわけですか。

そこで、この問題について一つお聞きしたいことは、農相は先日の委員会におきましてこういう所信表明をしてゐるわけですか。「農業に対して熱意を失ひ、」私は、このことは自他、一体農林大臣が、農業に対して熱意を失ひ農民といふのはどういふことを考へてゐるのか、農林大臣からこういうことを聞くのはなほ遺憾だと思ひますけれども、こういうことを使つて、そうして「離農を希望してゐる農家が構造改善に資する方向で円滑に離農することができましよう、離農者が離農に際し必要とする資金及び資産を円滑に処分するための資金を長期低利に融通し、」それから「離農者の就職あっせん等転職を円滑かつ確実にする」こういうことを所信表明として述べられておるのであります。農業に熱意を失ひ、離農を希望してゐる者に対しては、その就職あっせん、転職等を円滑かつ確実にする、農林大臣がこういうことを言われてゐるわけでありましようけれども、これは具体的にどういふ制度のことを考へてゐるわけですか。何か新たな制度を設ける構想をお持ちになつてゐるのですか、この具体的な政策の内容をお聞きしたいのです。

○赤城国務大臣 農業に熱意を失つておる者もあると思ひます。これは農業よりも他の業体のほうがいいといふことで、他の業体にあこがれて、農業を粗末にしている、いわゆる荒しづくりしてゐるというような人は現実にあるのです。これは農業そのものの政策もさることながら、やはり他の産業によつて所得をよけいに得られるというような期待と希望を持つてゐる者には、そういう者が農業者の中にもあるといふことは、これは事実でございます。したがつて、そういう人々で、実はほかの産業に入りたいたいのだけども、他の産業のほうに安定的な保障がない。たとえば雇用につきましても、普通の雇用でなくて、臨時雇いの雇用で他の産業に雇われてゐるというような者などもあります。しかし、これが十分生活の保障も立つような雇用の安定を得られるというようなことであるとか、あるいはまた社会保障制度、あるいは年金制度などもその中に含むと思ひますが、そういうような制度などもあつて、少ない耕地でやつておるよりは、他の産業で働いたほうがいいというような考え方を持つてゐる人も、兼業農家の中にはあると思ひます。兼業農家には、土地を放さないで、土地を耕して、そうして熱意を持つてゐながら、その熱意が十分に達成されない兼業農家もあると同時に、またよりよい就業の機会があつて安定すれば、土地を捨ててそのほうに入り切つてもいい、こういう者もある、こういうことも事実であります。そういうことがありますので、あえて農民を追い出すということはありませんけれども、現在も七十万から八十万の人が出ておるのでございます。でありますので、あるいは土地を放してほかの産業に入りたいたいの希望、しかし、それには条件がございますので、離農するにつかましても、離農について職業の訓練もありましよう。あるいは離農するにつけて、開拓者などにつきましてもありますが、資金というものがあつてございませう。こういうようなものがある場合には、その資金の手当をするというようなことをいたしまして、しいて追い出すのじゃな

くて、どうしてもほかの産業に入りたいたいの希望があり、しかもその入るのに土地も手放してきたいといふことになつてますならば、その土地を構造改善の基本であるところの経営規模の拡大のほうに回していくといふようなことも必要である。こういう両面から考へまして、離農を好むといひますか、離農して他の産業に入るほうがいいと考へて、その方向へ向いてゐる者に対しては、離農に対しての相当の手当をしていくべきではないか、こういうふうに考へてゐるわけでありましよう。

○林委員 私は、百姓をあきらめた者には、なるべくあきらめのいいようにしてやるといふことを農林大臣が言つておられるのをお聞きします。兼業農家だつて、だれも好んで兼業農家になつたのじゃない。農業経営がでないから、やむを得ず兼業農家になるのでせう。それは農業政策が貧困だからです。本来なら百姓は百姓でやつていきたくいけれども、農業収入だけでやれないから、やむを得ず兼業農家になり、若い者は都会に流出せざるを得ない。そうしたら、農林大臣として、は、どのようにしてこういう若い者を農村にとどめておき、どのようにして兼業農家を専業農家に振向けようにするかを考へるのかが、私は農林大臣だと思ふのです。ところが、赤城農林大臣は、百姓でなるべく土地を手放していきたい者は出ていつてくれ、そのために援助するといふようなことは、これは少なくとも中貧農のこの人たちの立場に立つて、農業経営ができるような立場に立つ農業政策をあなたは考へておられない、私はこう思ひます。結局、一部の大きな農家を資本主義的に発展させて、あとのものはもう百姓はあきらめたほうがいいでせうという政策じゃないでせうか。

私はお聞きしますけれども、あなたはここでは言ひませぬけれども、新聞で農地管理事業団とか、そういうことを言ひますけれども、そういうことを考へておられるのかどうか、考へるとすれば、農地管理事業団といふものをどういふ構想

でどのようにしてやろうとおるのか、それはどう考えていますか。

○赤城国務大臣 兼業農家は農業政策が悪いと言いますけれども、いかに農業政策がよくいっても、一反歩や二反歩の農業だけでは食べていけません。たとえば米の価格を十倍にしても、一反歩や二反歩では農業だけでやっていくわけにまいりません。ですから、勢い兼業になっていくということでありまして、兼業で一反歩、二反歩でいくというのは、そういうものは捨ててもほかの業に入りたいたいという、これは職業は自由でございす。何も農業だけに押えておくというところも、これは当を得たことじゃないと思います。そういう意味におきましては、やはり出たい者に対しては、出るのについて手厚い方法をとってやるということ、これは政府として当然なことだと思ひます。

そこで、管理事業団の話でございすが、これは個人としてもありますが、やはり日本の農業全体として見ても、経営規模が小さいというところは、何としても日本の農業が、他の産業と比べて、生産性におきましても生活水準におきましても、あるいは国際的な競争力から見ても、かよい点だと思ひます。そういう点において、無理してでなく、できることならば経営規模が大きいはうが——これは小さい人を圧迫して大きくなるのじゃありません。地主、小作人というような関係じゃございせん。やはり経営規模が大きくなつていくというのなら、生産面におきましても、あるいは生産性におきましても、あるいは他産業との関係はもちろん、国際的にもよくなつてくることでありまして、これは何れも日本だけの問題じゃございせん。世界的にこういうふうな機械化ができてくる、人手が不足してくる、こういうことになってくれば、いままでの耕作面積ではもう余力が余つてくる。余つてこないでも、余力が不足してくることに抵抗できなくなつてきております。機械化をしていくということになれば、やはり耕作面積も広くくちやならぬ。労力の不

足の対策としても機械化をし、機械化をすれば、耕地面積が狭い。でありますから、開拓、干拓等によつて耕地面積をふやしていくということも一つでございす。あるいは土地改良によつて土地を集団化するというところ、これは一つの大きな方法だと思ひます。しかし、同時に、やはり土地を手放す人があるならば、それをスミーズにあつて、たとえば二反、四十の低利の金を回して、そうしてこれを取得させる。こういうふうにして経営を健全化していくといふことが、強靱化していく、こういうことは必要でありまして、そのためにほかの農業者に害を及ぼさぬといふことと

ございせん。私は、そういう方向でそれをあつせんするといふことが、土地を取得し、土地を売り渡す、あるいは信託を受けるというふうな農地管理事業団という構想でそれを方向づけていく、こういうことが根本的に一番大事なことでないか、こういうふうなことを、その構想を進めております。

○林委員 農業をやめなくなる人に対しては、やめる方法をスミーズにするように考えていると農林大臣は言ひますけれども、好んで農業をやめる人はいないと言ひます。好んで兼業農家になる人はいないと言ひます。で、きたら親子、兄弟みんな農家で働きたいけれども、農業政策の貧困のために、農村にいては生活がでないから、やむを得ず出ていくのだ。やむを得ず出ていく者に対してはあたたかい配慮をしてやるということ、これは、百姓に首をつらしておいて、首をつたのをおろしてやる時には親切におろしてやるというのと変りないです。一反や二反の農家が兼業農家になっているのじゃなくとも、もう七反から八反、北海道のごときは二町とか三町の農家が、経営ができなくて離農しかけていゝるんですよ。そこをどうとめてやるかといふことが、農林大臣の所信の表明としては一番重要なことじやないか。その重要なところを、出ていくのを出ていきやすいようにしてやるということが、あなたの

所信表明の根幹になつてゐる。私はそんな農林大臣はないと思ひます。

それからもう一つ、北海道へ行つてあなたはこゝういふことを言つてゐるのです。これも大事な問題だと思ひます。北海道では、こゝしは酪農だけが何とか被害を受けなくてやつていけた。それは被害を受けてゐるけれども、畑作や米作よりは少なかった。ところが、その酪農についても、その後の自由化の方向とからめて、農林省の態度が前向きな態度でないようなことが見えるので心配だといふ質問を受けて、これに対してあなたはこのういふことを言つてゐるわけだ。「畜産振興事業団による乳製品の一手輸入がある。これによつて国内の価格の操作もでき、差額を酪農振興に回すようにしたい。これはまだ予算折衝の段階で、きまつたわけではないが、ぜひ実現したい。」これは不足の制とかなんとか、いろいろ人は言つておられますけれども、これはどういふことなんでしょうか。要するに、輸入も拡大していく、拡大した輸入によつて得た利益を日本の酪農のほうへ回してやる、そういう構想ですか。少なくとも新聞で見ればこゝう書いてあります。「畜産振興事業団による乳製品の一手輸入がある。これによつて国内の価格の操作もでき、」要するに、輸入によつて国内の価格の操作をし、「差額を酪農振興に回すようにしたい。」これじゃ輸入が根幹ですよ。それで、あなたの施政方針演説を見ましても、乳製品の輸入を行なうことを考えておる。これはもう天災融資法にからんでおる重要な問題です。だから、天災融資法のワケを幾ら広げても、あなたの考えておる農業政策の根幹がこゝういふのは、救われようがないじやないですか、北海道の農民は、「関連しないじやないか」と呼ぶ者あり。関連してゐる。これはどういふことなんでしょうか。

が現実に行けるかどうか。農業をやる人も他の産業に行く人も、これは職業は自由でありますから、好んで行く人もあるでしょう。だから、農業政策も大事であります。外へ行く人に対しては、あたたかい気持ちをもつてこれを送り出すといふのも、農村、農業を守るものとして当然のことだと思ひます。

それから、畜産事業団によつて輸入をするといふようなことは、輸入を増すことだ——輸入を増すことではありません。御承知のように、輸入を増すといふことは考えておられません。(林委員「増しておるんじゃないか」と呼ぶ) 現実に入つております。入つておるけれども、日本の酪農品といふものはコスト高でございまして、輸入品は安い。安いから、一手に輸入をして、日本の酪農に害がないような価格の操作をすれば、これは安いものを輸入するのであるから、相当の利益は出るわけだと思ひます。ですから、日本の酪農を保護するために、一手に輸入をしてそれで酪農資金が生み出せるならば、酪農振興の資金に回していくということですから、何も酪農を追ひ込むといふか、悪くするようなことはしない。酪農を進める考え方の基礎に立つておるわけでありまして。

○林委員 これで終わります。

あなた、そんな詭弁を言つたためです。日本の酪農を救済するためにアメリカから乳製品を入れる、そんなことは、あなただけがもつともだと思つてゐるだけですよ。第一、学校給食をなま牛乳にしてくれ、脱脂粉乳の輸入を幾らかでも少なくしてくれと言つておるのに、全然してないじやないか。しかもなま牛乳の生産費は、デンマークに次いで世界で二番目に安いのです。ただ、乳製品が高いのです。そこで、安い乳製品、ナチュラル・チーズだとかなんとかアメリカからどつと入れてきて、それでどううけて、そのおこぼれを日本の酪農にやる。アメリカの脱脂粉乳やナチュラル・チーズのおこぼれを日本の酪農にやる。それで日本の酪農を振興しようなんといふことは、あなたは、基本的にはアメリカの余

剩農産物を日本へ入れる、これを佐藤内閣の基本的方針としてやっておるのだ。それじゃ農民としては承知しないから、幾らかおこぼれをやらうじゃないか、それは詭弁でそう言っておるのじゃないですか。何かそういう正論を共産党だとかないとか、そういうひきょうな態度はやめなさい。お互いに農民のことを考えておるのですよ。あなたの農業政策は、貿易の自由化によって日本の酪農は大きな打撃を受けていますよ。これをますます拡大しようとしている。ただ手放して拡大できないから、不足払い制度というようなものを入れて、そうして幾らか差額を酪農へ入れて、それでごまかそうとしている。もしそうでないなら、脱脂粉乳の輸入をやめたいじゃないですか。学校給食を全部なま牛乳に切りかえてしまったらいいじゃないですか。

○赤城国務大臣 いまのお話は全く逆であります。たとえばなま牛乳の問題も、四十五年までになま牛乳に全部脱脂乳をかえていこう、こういうことを考えておるわけです。ですから、いまの学校給食の問題も、いまのお話と全く逆でございます。脱脂粉乳をやめて、四十五年までには全部なま牛乳でやっていこう。それから酪農品をますます買って、そしてアメリカの余剰農産物を入れて、アメリカに何か依存するような言い方でございすけれども、そういうことじゃございません。いまほかでも入っておるのはこれは事実でございます。でございますから、なるべくこの酪農を育てていくためにいい方法をとりう、こういうことでございます。

○高見委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次会は、明十六日午後一時より理事会、一時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会